

別表1 補助率及び補助限度額等（交付要領第6条関係）

補助金の名称		主な事業内容	補助率	補助限度額 (※)	交付申請書の 提出期限	特記事項
区分						
新時代 対応型 伝統的 工芸品 等支援 事業費 補助金	販路開拓・新商 品開発支援事業	【販路開拓】 ・マーケティング調査 ・商品のモニター調査 ・海外展開 ・魅力発信及び知名度の向上に向 けた取組 【新商品開発】 ・コラボ商品等への改良 ・新デザイン商品試作品の開発	2/3 以内	70万円	別に通知する日	他の事業者（他業種も含む）と 連携して実施すること。
	持続化支援事業	研修会や従業者への技術指導等の 実施 (自ら主催する場合)		30万円		伝統的工芸品等の普及を図るた め、小中高校等において開催す る体験教室等も対象とする。
		研修会等への参加	補助対象とする研修会等は、伝 統的工芸品等の製造に携わる者 を対象とし、技術力及び生産性 の向上を目的とするものに限 る。			
		インターン実習生の受け入れ				
		原材料確保に向けた視察・調査				
		上記以外の事業	伝統的工芸品等の生産・製造体 制の継続又は回復に必要な取組 に限る。			

※上記に掲げる事業を両方実施する場合の補助限度額は100万円とする。